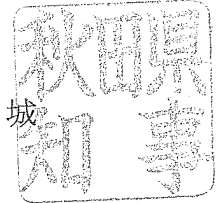


雇 労 - 2429  
平成19年1月30日

秋田県労働福祉協議会  
会 長 工藤 雅志 様

秋田県知事 寺 田 典 城



労働者福祉に関する要請への回答について（回答）

2006年12月8日付け秋労福協発第39号で提出された要請について、  
別添のとおり回答します。

連絡先

産業経済労働部

雇用労働政策課 労政班 佐藤

電話 018(860)2301

「秋田県労働福祉協議会」からの要請・回答

要 請 事 項	回 答
<p>1. 労働者福祉の向上・前進に向け、秋田県労福協および構成団体である労福事業団体（東北労働金庫秋田県本部、全労済秋田県本部、秋田県勤労者住宅生活協同組合、財団法人秋田県労働会館）に対して引き続き支援・協力していただくとともに、事業や制度内容を周知・宣伝していただきたい。</p> <p>2. 中小企業勤労者福祉サービスセンターの設置・運営については、自立と再生をはかるために広域化を推進し、中退金、財形、福利共済、各種融資制度などに係る諸施策を柱として、同サービスセンターを中心にワンストップで対応できるサービスの提供を目指して取り組んでいただきたい。</p> <p>3. 市場経済至上主義、格差社会が進むなかで、勤労者、市民の不安が高まっています。秋田労福協の構成団体が、労働、社会保障、教育、介護、生活設計、多重債務等の相談センターを来年度に立ち上げることを検討しています。その際は、運営面等における助成金をお願いしたい。</p> <p>4. 秋田労福協が毎年秋に主催する「チャリティーゴルフ大会」が、今年で19回を数えました。この大会は災害遺児援助と銘打ち、プログラムへの協賛広告などを基に、災害遺児愛護会をはじめとする福祉団体に、今年は総額130万円を寄贈しました。この趣旨をご理解いただき、協賛広告や役職員へ参加の呼びかけをしていただきたい。</p>	<p>1. 労福事業団体については、それぞれの団体が健全に事業展開をはかれるよう、引き続き所管部局において指導・助言をしております。</p> <p>2. 県では、大企業と中小企業で働く労働者の労働福祉格差の是正を図り、福祉の向上を目指す観点から、平成12年4月の秋田市勤労者福祉サービスセンターの設立後も、勤労者互助（共済）会が運営されている大館市・横手市を始め、各市町村にセンター設立の可能性をうかがってまいりました。 中小企業勤労者福祉サービスセンターの設立には共同化によるスケールメリットを活かすため、概ね人口10万人以上の市または複数市町村による広域的な設置が要件とされています。 広域センターの設立に当たっては、市町村間での合意形成やその財政負担が課題となりますが、国の補助金が平成19年度から廃止となる中、設立後の健全運営に必要な会員数の確保や自立化に向けて地域の実情に即した十分な検討が必要です。 現在のところ、新たな設立の動きはありませんが、広域センターの設立には地元の理解が最も重要であり、県としては、国や全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの要請に応じて制度の周知等に協力してまいります。</p> <p>3. 運営に関する助成は困難ですが、多重債務を含めた消費者トラブルについては、新設される相談センター等との情報交換や具体的な事案への対応など、お互いに連携しながら進めてまいります。</p> <p>4. 貴団体が「チャリティーゴルフ大会」など社会貢献活動を実施していることについては、深く敬意を表する次第です。今後ともこれらの事業が充実されることを期待するものであり、県としても県職員の事業への参加等について呼びかけてまいります。</p>

「秋田県労働福祉協議会」からの要請・回答

要 請 事 項	回 答
<p>5. クレ・サラ（消費者金融）に関わる事件が大きな社会問題になり、今臨時国会で貸金業法案が成立する方向です。法改正に伴って、多重債務問題を解決するための施策を総合的・効果的に行うよう政府・関係省庁に働きかけていただきたい。県においても、多重債務問題を総合的に解決するための体制整備と施策を強化していただきたい。</p>	<p>5. 生活センター等に寄せられる多重債務に関する相談は年間500件を超えており、自己破産件数も1,800件を超えるなど、依然として深刻な状況が続いています。国は、今回の貸金業規制法等の改正を受けて、市町村の窓口機能の強化を含めた取り組みを推進することとしていますので、その推移を見極めながら適宜対応したいと思います。</p> <p>併せて、県でも様々な機会をとらえて啓発活動を展開するほか、県や日本銀行秋田支店、秋田財務事務所、各金融機関などで構成する「秋田県金融広報委員会」が行う金融講演会や研修会への講師派遣等を通じて、金融トラブルの防止に向けた注意喚起に努めてまいります。</p>
<p>6. 若者のカード破産や悪徳商法による被害、多重債務問題は後を絶ちません。こうした状況に陥ったり被害に遭わないためにも、県として賢い消費者教育を行っていただきたい。秋田労福協は、社会に出る前の学生を対象に「高校生のための消費者講座」を開設し、各高校から要請があれば講師を派遣いたします。学生が社会に出て賢い消費者・社会人になるため、県内の各高校に対する本講座の周知・紹介をお願いしたい。</p>	<p>6. 消費者被害を防止するためには、早い段階からの消費者教育が重要であるとの観点から、各高校等への出前講座や高校の教師等を対象にしたセミナーの開催、就職や進学をひかえた高校3年生向けトラブル防止のためのリーフレットの作成などを行っています。</p> <p>貴協議会の取り組みも大変貴重な試みですので、教育庁とも連携しながら広く周知を図りたいと考えています。</p>
<p>7. 秋田県内のメーデーに対して「80万円」の補助金をお願いしたい。</p>	<p>7. メーデーに対しては、県内労働者の労働条件の向上に対する取組を支援する意味合いから、これまで毎年、補助金を交付してきております。しかし、県財政の逼迫から補助額はここ数年、減少せざるを得ない状況に加え、コストの縮減を図るための事業の見直しも行われており、「80万円」額の確保は困難な状況です。</p> <p>当面は、メーデーに対する補助金は確保したいと考えておりますのでご理解をお願いします。</p>
<p>8. 安心と信頼の社会保障制度確立に向けて、年金、医療、介護、福祉の一体的見直し、抜本改革を早急に実現するよう政府・関係省庁に働きかけていただきたい。</p>	<p>8. 社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、政府の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、個々の制度やその一部のみならず、税・財政なども視野に入れて、自助・共助・公助や税・保険料の役割分担、世代間・世代内の公平性等に留意しつつ、社会保障制度全体を捉えた一体的見直しを推進することとなっております。</p> <p>県といたしましても、県民が将来にわたり地域で安心して暮らしていくためには、社会保障制度の充実が重要であると考えておりますので、国会における議論や国の動向を注視しながら、様々な機会を通じて国へ働きかけてまいります。</p>

「秋田県労働福祉協議会」からの要請・回答

要 請 事 項	回 答
<p>9. 高齢社会が進展するなかで、社会保障への不安が増大しています。勤労者にとって財形制度は資産形成に資する制度として、依然として有効な制度であり、充実をはかることが求められています。</p> <p>財形制度を以下のように改善するよう、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 財形年金及び財形住宅貯蓄の非課税限度額を、現行の550万円から1000万円に引き上げること。</li> <li>2) 非課税限度額を超えた金額のみ課税となる積立を認めること。</li> <li>3) 非課税財形（住宅・年金）契約時の年齢制限を撤廃すること。</li> <li>4) 育児休業・休職期間は、積立休止期間には算入しないこと。</li> <li>5) 財形持家融資制度の利用を促進するための方策を講じること。</li> <li>6) 新たに財形制度を導入するときに企業にかかる初期負担に対して支援する制度を創設すること。</li> <li>7) 中小企業への財形制度普及策として、財形融資、財形助成金の利用促進をはかるために、実効性のある周知広報活動を行うこと。</li> <li>8) 財形貯蓄の非課税措置について、退職などの事由による非課税継続期間を転職等の事由における適用期間と同様2年に延長すること。</li> <li>9) 事業主の都合により勤務先異動申告書の提出が必要なときは一括作成ができるようにすること。</li> </ol> <p>10. 労働者共済事業の強化をはかり、加入者の生活向上に資するため、以下のとおり政府・関係省庁に働きかけていただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 生命共済の共済掛金控除制度を堅持し、所得税法および地方税法上の所得控除限度額を引上げること。</li> <li>2) 年金共済の共済掛金控除制度を堅持し、所得税法および地方税法上の所得控除限度額を引上げること。</li> </ol>	<p>9. 財形制度の改善については、租税特別措置法、勤労者財産形成促進法等の関係法令の改正が必要ですが、平成17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」における、政策金融改革や独立行政法人改革、特別会計改革の流れの中で、財形制度をめぐる状況は大きく変化してきており、県としては国の動向を注視してまいります。</p> <p>10. 各種共済掛金控除制度については、所得控除等他制度との整合性など、税制全体の中で議論されるべきものと認識しており、税制調査会など国の今後の動向を注視してまいります。</p>

「秋田県労働福祉協議会」からの要請・回答

要 請 事 項	回 答
<p>10. 続き 3) 異常危険準備金について、火災共済等の損金算入限度を現行の100分の2.5から100分の5に上げること。洗替保証率を現行の100分の40から100分の50に上げること。</p> <p>11. 消費生活協同組合法について、実態に合わせて抜本的な改正の検討を行うよう、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。</p>	<p>11. 消費生活協同組合が果たしている社会的役割を踏まえて、今後、国の動向を把握するとともに、より効果的な運営が図られるよう、法律改正を含めた条件整備を国に働きかけたいと思います。</p>

